

～ 地域の防災力向上にご協力ください ～

ブロック塀等 改修工事費助成

道路沿いに設置された高さ1.0m以上のブロック塀等を、安全な工作物等に改修するための費用の一部を補助する制度を **10月1日より開始**します。茅ヶ崎市の補助制度を、是非ご利用ください。

道路の幅員が **4.0m以上** の場合（建築基準法 42 条 1 項道路）

高さ1.0m以上のブロック塀等を撤去し、生け垣又はフェンスを設置する場合、**10月1日から開始する「沿道景観形成事業」**にて、工事費用の一部を補助します。

道路の幅員が **4.0m未満** の場合（建築基準法 42 条 2 項道路）

幅員4m未満の道路に接する土地の場合は、原則、道路の中心から2mずつ後退する等して、道路を4m以上に拡幅する必要があり、後退用地を市に譲渡することをお願いしています。

この場合、道路沿いのブロック塀等、工作物については、**「狭あい道路整備事業」**にて、一部を補償させていただいております。

ご注意ください！

塀の倒壊に起因する損害は、原則所有者の責任となってまいります。安全確認のため、ブロック塀の点検をお願いします。



詳しくは裏面をご確認ください。



沿道景観形成事業

内容 : ブロック塀等の撤去、それに替わる生け垣やフェンス等の新設に要する費用の一部を補助

補助額 : □工事費の1/2を補助

□撤去: 上限 20 万円

□新設: 上限 10 万円

対象 : □幅員 4.0m 以上の道路沿いのブロック塀、万年塀、大谷石等の撤去

※ただし、過去 10 年以内に市の補助を受けて、設置したものは除く。

□高さが 1.0m 以上かつ長さが 1.0m 以上のもの

□新たにブロック塀等を設置する場合は、高さ 0.6m 以下 (ブロック 3 段積み程度)

期限 : □**申込期限**: 平成 30 年 12 月 28 日

□**工事完了期限**: 平成 31 年 2 月 28 日

※平成 30 年 6 月 18 日以降、9 月 30 日までにブロック塀等の改修工事を行った方については、特例として事後申請による補助を行います。条件等がありますので、詳細は景観みどり課まで問い合わせください。



窓口: 茅ヶ崎市都市部景観みどり課 ☎82-1111 (内 2331~2334)



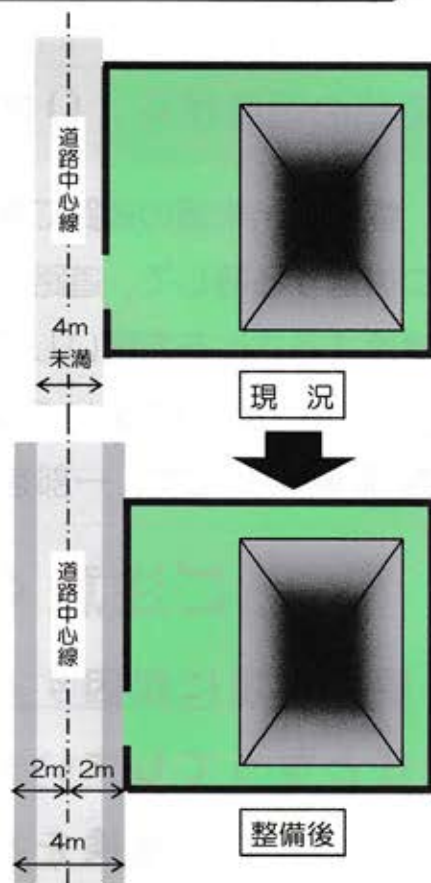
狭あい道路整備事業

内容 : 狭あい道路に接する敷地における、後退用地の譲渡及び、後退用地内にあるブロック塀等の工作物の除却に対する補償

譲受価格 : 後退用地について、有償譲渡、寄付、無償使用のいずれかを選択し、有償譲渡の場合は以下の価格で譲り受けます。

地域		1m ² あたりの価格
市街化区域	商業地域	78,700 円
	近隣商業地域	31,200 円
	その他の地域	25,000 円
市街化調整区域		12,500 円

補償 : 後退用地内にあるブロック塀等の工作物については、別に定める基準により補償を行います。



窓口: 茅ヶ崎市建設部道路管理課 管理担当 ☎82-1111 (内 1324~1325)